

## 京都大学戦略定員検討委員会要項

- 第1 京都大学に、第二期中期目標期間における人件費・定員管理の在り方に関する基本方針(平成22年2月1日役員会決議)に定める戦略的に措置する定員について検討するため、戦略定員検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 企画担当の理事(以下「担当理事」という。)
  - (2) 総長が指名する理事
  - (3) 研究科長 若干名
  - (4) 研究所長又はセンター長 若干名
  - (5) 企画委員会の委員 若干名
  - (6) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第3号から第6号までの委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第3号から第6号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。
- 第3 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 第4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
  - 3 前2項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 第5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第6 委員会に関する事務は、企画部企画課において処理する。
- 第7 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 附 則
- この要項は、平成22年4月13日から実施する。